

# ARKNET 通信

平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。  
皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

時の過ぎるのは早いものでもう6月。今年も半分近くまで来ました。  
年初に立てた計画や抱負の進捗状況はいかがですか？

昨年11月の政権交代以来、アベノミックスは一応の成果を上げているように見えます。株高、円安という経済効果を実現させ、日本の景気もようやく長いトンネルを抜け、明るい兆しが見えてきた一方で、間近に迫る消費税増税や相続税改正など、税を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

アークネットでは皆様に適確な情報と適切な対策をご提供できるよう日々努力しております。

今後ともよろしく願い申し上げます。

税理士法人アークネット  
代表社員 野呂伸一郎

2013.06.01 一第10号一

税理士法人アークネット  
静岡市葵区紺屋町11-13



## What's New

### 【経営革新等支援機関認定へ】

平成25年3月21日 税理士法人アークネットは、東海財務局及び関東経済産業局から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき「経営革新等支援機関」に認定されました。(詳細については3頁参照) 今後とも皆様に密着したきめ細やかな経営相談を心掛けていきます。

### 【消費税 税率引き上げに伴う経過措置の取扱を公表】

消費税の税率について、平成26年4月1日以後に行われる取引から現行の5%から8%へUPすることは既報のとおりです。これに伴い、国税庁は平成26年4月1日以後に行われる取引のうち一定の取引について、改正前の税率5%を適用することとする内容の「経過措置」を公表しました。

平成25年9月30日までに締結した契約に基づき平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行った場合には5%の税率が適用されます。(請負工事(製造を含む)・資産の貸付け・役務提供などに係る契約)

また、「電気・ガス・水道料金」「通信販売」「有料老人ホームに係る終身入居契約」なども個別にその要件が公表されています。(国税庁HP <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/201303.pdf>)

当該経過措置、各取引の個別性が高いので詳細は各担当者にお尋ね下さい。

# Tax Information

## 『雇用促進税制について』

平成23年度税制改正で創設された雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除、いわゆる雇用促進税制は、一定の条件を満たした場合に、増加した雇用者数1人当たり20万円を税額控除する制度で、雇用状況の改善等に期待が寄せられておりましたが、厚生労働省の発表による速報値では計画受付累計数は26,086件、都道府県別では1位(東京)、2位(大阪)、3位(愛知)とやはり景気回復は首都圏から始まっていることが分かります。

なお、この制度は平成25年4月以後開始する事業年度については、税額控除が拡充され 20万円⇒40万円 となっております。

### 適用対象法人

青色申告法人の平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始した事業年度の法人税、および青色申告個人事業者の平成24年分から平成26年分までの所得税。

### 適用を受けるための要件

① 所轄のハローワーク等に雇用促進計画を提出して達成状況の確認書の交付を受けていること。

**(事業年度開始の日から2ヶ月以内に受付を済ますこと)**

② 雇用者数が前事業年度(前年)に比較して5人以上(中小企業は2人以上)かつ、10%以上増加していること。

③ 給与の支給金額が前事業年度(前年)に比較して一定以上上回っていること。

**前事業年度の給与の支給金額 + (前事業年度の給与の支給金額 × 基準雇用者割合 × 30%)**

※基準雇用者割合 = 基準の雇用者数 / 前期末の雇用者の数

④ 前事業年度および適用を受けようとする事業年度にリストラ等の会社都合による離職者がいないこと。

以上、すべての要件を満たすことが必要ですが、少しでも

②の人数要件を満たしそうな雇用計画の予定があるならば是非、簡易な届出なので済ませて下さい。

## 用語の意義

① 雇用者とは

使用人である雇用保険の一般被保険者のことで、役員は除かれるほか、従業員であっても、法人税法上のいわゆるみなし役員(アークネット通信9号記載)、役員の親族など役員と特殊関係にある者等は除かれます。

② 給与とは

所得税法上の給与所得に該当し、損金算入される給与あり、従業員の給与と賞与、各種手当が含まれ、退職給与は含まれない。出向者を受け入れて出向元から給与負担金等を受取っている場合等には、受取った金額を除外して給与の支給金額を計算することになる。

適用される事業は、雇用保険が適用される事業とされているため、すべての事業が適用対象となるが、風俗営業等を営んでいる場合には適用されない。

## 控除限度額等

増加した雇用者数1人当たり40万円である。ただし、適用を受ける事業年度の法人税額の10%相当額(中小企業は20%相当額)が控除限度額とされており、それを超える場合には税額控除額は限度額までとされる。

また、中小企業に限っては、法人住民税の法人税割の課税標準である法人税額からも控除できるとされている。なお、法人税の申告に際しては、別表六(二十六)を記載して、雇用促進計画の達成確認書とともに添付する必要がある。

届出、記載等参考：厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousoku/shinzei.html>



## 『認定経営革新等支援機関について』

認定支援機関は、中小企業経営力強化支援法（H24.8.30 施行）による創設制度で、金融機関・公認会計士・税理士・弁護士等の支援事業を行う者の認定を通じ、経営課題等を抱える中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現するというものです。

と言ってもよくわからないと思いますので、認定支援機関の利用方法を例示します。

平成 25 年度税制改正で急遽盛り込まれた減税措置「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は次のとおりです。要件に注目して下さい。

期 間	H25.4.1～H27.3.31
事業者	青色申告の個人事業者・中小企業 (税額控除の対象法人は資本金の額等が3千万円以下)
業 種	卸売業・小売業・サービス業・農林水産業
設 備	器具・備品 (一台30万円以上) 建物附属設備 (一台60万円以上)
措 置	30%の特別償却 又は 7%の税額控除
要 件	認定経営革新等支援機関等による指導及び助言

つまり、この減税メリットを受けるためには、「認定支援機関等による指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」を申告書に添付することが要件になります。

認定支援機関等は、金融機関や商工会議所、農協も該当しますので、金融機関などへ行って「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」の作成を依頼しても事足りるのですが、この部分を私ども税理士法人アークネットが、認定支援機関として作成させて頂きます。

また、募集は締めきってしまったのですが、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の要件にも認定支援機関等の事業計画確認があり、今般お客様の設備投資に係る補助金の計画書申請作成も支援させて頂きました。

そのほか

- 制度融資（低金利での融資）
- 経済産業省系の補助金
- 金融支援を視野に入れた経営改善計画策定支援などの場面で認定支援機関の役割があります。

まだ、動き出したばかりの制度ではありますが認定支援機関として皆様のお役に立てられる場面を考えて行きます。

## 『経営分析奥義』

### 損益分岐点分析（CVP分析）その三～応用編～

質問です。

当社は生鮮野菜を中心にネット販売を行っている資本金 100 万円の会社です。粗利益率はなんと 60%。

在庫は持ちません。（当然ですが…）

経費は人件費とパソコンによる通信費、そして送料です。

人件費は私と家内の給料月額 100 万円、通信費は前回勉強した最小二乗法なる方法で計算したところ、月額 2 万円が固定費、変動部分は売上の 1%と計算できました。送料は一律 600 円ですが、販売 1 件当たりの平均は 15,000 円です。借入金の返済が月々 30,000 円、今年利益を 60 万円ほど残そうと思います。

今年の売上目標をいくりにしたらいいのでしょうか？（税金は利益の 40%と仮定）

さて、皆さん。この質問にどう答えますか？

質問の内容から、通信費が売上の 1%、送料は 4%（ $600 \text{円} \div 15,000 \text{円} \times 100$ ）となるので、粗利益率は  $60\% - 5\% = 55\%$  となります。

一方、固定費は給料の 100 万円と通信費の 2 万円、計 102 万円です。

ここでの損益分岐点売上高は

$$102 \text{万円} \div 55\% (1 - \text{変動費率}) = 185 \text{万円}$$

借入金の返済や税金を考えなければ、185 万が損益分岐点売上高です。

目標の利益が 60 万円ということは、税金を考えると 100 万円（税率 40%）の利益ということになり、また、借入金の返済にも税金がかかりますので、毎月の固定費は

$$(3 \text{万円} + 5 \text{万円}) \div (1 - 40\%) = 13.3 \text{万円}$$

増加します。したがって

$$(102 \text{万円} + 13.3 \text{万円}) \div 55\% = 210 \text{万円}$$

$$210 \text{万円} \times 55\% - 102 \text{万円} = 13.5 \text{万円}$$

210 万円を売上げたときの利益は 13.5 万円です。ここから借入金返済を 3 万円、税金 5.5 万円（課税所得は  $13.5 \text{万円} \times 40\%$ ）を差し引くと 5 万円。

目標の年間の税引き後利益 60 万円が達成できます。したがって、月々 140 件のオーダーを目標に頑張りましょう！ということが言えますね。



## MESSAGE FROM ARKNET to...

今年は暑いぞ！

みんなで富士登山に挑戦だ。



若手中心に富士登山を計画しています。ただし、日帰りという強行日程。参加希望者はご連絡お待ちしております。

## ～～ぼやき～～

日本、揺れてますね。北のミサイル、地震、TPP。円安・株高で一瞬お金が増えたような気がしますが、財布の中身は全く変化なし。それどころか財布の底が見え隠れしてませんか？

給料増やしましょう！って、これって内政干渉じゃないでしょうか。確かに、給料増やす⇒所得が増える⇒消費が増える⇒企業が儲かる⇒景気が良くなる…こんなことは誰でもわかりますよ。でも先立つものがない会社はどうすりゃいいのさ。

消費を抑えている原因は『将来不安』ですよ。年金問題、増税、国会議員の定数は正等々、抜本的な改革抜きにアベノミックスって言うても一時的な処方箋にしかありませんよ。そのうち国外脱出組がふえるんだろうな…

でも、愚痴ってばかりでは何も始まらないので、せっせとお金遣うようにしてます。国会議員さんの中で、ありえないくらいの財産を持っている方がいらっしやいましたが、その半分でも遣ってくれたら起爆剤になると思うんですけどね。それでも半分残るし、遣い切れないんじゃないですかね

(野呂伸一郎)

## \*\*\*\*\*Profile\*\*\*\*\*

### 高瀬 徹 (東京)



- 1980年8月生まれ
- 群馬県出身
- 青山学院大学会計専門職大学院修了
- 大学卒業後、株式会社オービックビジネスコンサルティング入社  
開発本部に配属され、勘定奉行の開発を担当

- 趣味：ゴルフ、マラソン、フットサル
- お客様と共に自分自身も成長できるような仕事に取り組んでまいります。

## \*\*\*\*\*Profile\*\*\*\*\*

### 齋藤皓允 (静岡)



- 1985年4月生まれ
- 福島県いわき市出身
- 大東文化大学経済学部卒
- 趣味 野球、ゴルフ、ドライブ
- 大学卒業後、三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)で約5年勤務。営業本部で様々な法人・個人の資産運用に携わる。
- 2013年2月税理士法人アークネット(静岡事務所)へ転職。
- 常に「向上心」を持って仕事をしていきたい。既存の枠にとらわれず、色々挑戦していきたいです。

# ARKNET

税理士法人アークネット

<http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13  
TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階  
TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F  
(西村会計事務所)  
TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811